

議案第4号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「市の掲示場に掲示する」を「川崎市公報に登載する」に、「掲示を始めた」を「登載した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第13条第3項（第14条第10項又は第15条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を受けるべき者の所在が判明しない場合における通知について、当該処分の内容を川崎市公報へ登載することをもって当該通知に代えることができることとすること等のため、この条例を制定するものである。